

旧優生保護法問題に係る周知・啓発について

2024 年 7 月 3 日の最高裁判決において、旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で、国家賠償法上の違法を認める判決が言い渡された。

これを踏まえ、7 月 3 日の総理記者会見において、判決を重く受け止め、多くの方が特定の疾病や障害を有すること等を理由に、生殖を不能にする手術を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けたことについて真摯に反省をし、深くお詫びするとともに、賠償を速やかに行う旨の発言があった。

また、知事は、9 月 18 日の定例記者会見で、「法律に基づいた機関委任事務としてやっていたが、国、県が関わったことは大変重いことで、大きな人権侵害があったと言わざるを得ない」と発言している。

9 月 30 日には、内閣府特命担当大臣と原告団等との間で、旧優生保護法問題の全面的な解消を目指すための基本合意書を締結し、謝罪、補償等の他に、恒久対策等の実施として、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向け、法制度の在り方を含め、**教育・啓発等の諸施策を検討し、実施することが明記された。**

12 月 27 日の国の「第 3 回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」にて、旧優生保護法を教訓とした「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が決定した。（教育・啓発等の諸施策を検討し、実施することについては、今後に向けた更なる検討項目^{*}とされた）

※今後に向けた更なる検討項目

- 各府省庁は、上記の取組（省略）のほか、障害当事者等のご意見を受け止め、記憶を風化させないための方策、人権侵害に迅速に対応する体制など、当事者から示された問題意識について引き続き検討
- その際、旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえるとともに、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し実施

1 旧優生保護法の概要

- 1948 年、議員立法により全会一致で成立。（1996 年母体保護法に改正）
- 優生思想の下、不良な子孫を出生することを防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶等について規定。

2 旧優生保護法国家賠償請求訴訟の概要

- 旧優生保護法の規定に基づいて不妊手術を受けた原告らが、国家賠償法に基づく損害賠償などを求めた訴訟。
- 2018 年 1 月に宮城県で最初の訴訟があり、以後、各地で提訴された。
- 2024 年 7 月 3 日に最高裁大法廷判決。

- 旧優生保護法の優生手術に関する規定は、憲法 13 条及び 14 条 1 項（法の下での平等）に違反。
- 旧優生保護法の優生手術に関する規定に係る国会議員の立法行為は、国賠法上違反。
- 原告らの国に対する損害賠償請求は認められる。

3 判決後の国の取組（2024 年）

9 月 13 日	和解手続による早期解決のため、訴訟を対象として和解手続による早期解決のため内閣府特命担当大臣と原告団、弁護団との間で、「 係属訴訟の和解等のための合意書 」を締結。
9 月 30 日	内閣府特命担当大臣と優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会との間で、旧優生保護法問題の全面的な解決を目指すための「 基本合意書 」を締結。
10 月 8 日	「 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律 」 成立（10 月 17 日公布、2025 年 1 月 17 日施行）
12 月 27 日	国の「第 3 回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」にて、旧優生保護法を教訓とした「 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画 」 決定

【係属訴訟の和解等のための合意書 概要】

- 謝罪
- 訴訟上の和解（損害賠償金の支払い等） 等

【基本合意書 概要】

- 謝罪
- 補償の実現に向けた施策
- 恒久対策等の実施
 - ・優生保護法被害者の被害の回復に向けた施策
 - ・真相究明、再発防止のための調査・検証
 - ・偏見差別の根絶に向けた施策の推進
- （優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し、実施すること。）
- 継続的・定期的な協議の場の設置

4 本県の取組について

- プランへの位置づけ
 - ・国は、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向けた恒久的な対策が不可欠とし、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現のための対応策として、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」をとりまとめ、今後に向けた更なる検討として、旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえるとともに、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し実施していくとしている。
 - ・本県としては、その動向を踏まえつつ、旧優生保護法に係る人権課題の解消に向けて、教育・啓発の諸施策を積極的に実施すべく、「**あいち人権推進プラン**」における推進施策として位置付けていく必要があると考える。
 - ・どのように位置づけていくのかについては、担当課室と調整を図りながら、速やかに検討を進めていくこととし、国が今後検討していく教育・啓発等の諸施策を注視しつつ、県ホームページやポスター、リーフレットを活用して旧優生保護法問題に関する周知広報に取り組んでいく。